

群馬県の最低賃金について

群馬県の経済を持続的に発展させるためには、中小企業の稼ぐ力を向上させることにより、生産性向上、賃金上昇、消費の拡大という「賃金と消費の好循環」を生み出していくことが重要です。そうした中で最低賃金は、労働者の生活を守るセーフティネットであると同時に、企業が賃金を決定する際の大きな要素であると考えています。

昨年度、群馬県の最低賃金は、群馬地方審議会での熱心な御議論の結果、目安額に+15円上乗せの1,063円となる大幅な引上げとなりました。県としても最低賃金決定の三要素を比較すると、北関東三県は同程度の水準にあると意見を提出させていただき、大幅な引上げにつきまして感謝申し上げます。結果として、栃木県や茨城県と約20円の差がありましたが、栃木県とは5円、茨城県とは11円まで差が縮まる結果となりました。

しかしながら、最低賃金額は大幅な引上げとなった一方、発効日が例年よりも半年近く遅れて令和8年3月1日となりました。大幅な引き上げに伴う事業者の準備期間を考慮し、審議会として判断されたと理解しておりますが、半年近く近隣県と最低賃金の差がさらに大きく広がったことも事実です。

県では、従業員の基本給を一定以上引き上げた中小企業に対して「ぐんま賃上げ促進支援金」を支給するほか、県内企業が生産性向上や適正な価格転嫁を進められるよう、引き続き支援に取り組んでいます。

県民幸福度の向上には、県民全体の賃金上昇が不可欠であると考えており、引き続き中央最低賃金審議会が示す目安額への大幅な上乗せと早期の発効について、議論が尽くされますことをお願い申し上げます。

令和8年7月1日

群馬地方最低賃金審議会会長 様

群馬県知事 山本 一太